

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により届出があった大規模小売店舗について、法第8条第4項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

令和5年5月1日

佐賀県知事 山口 祥義

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：まいづるスリーナイン

所在地：佐賀県唐津市町田字山ノ口2168番地1 外

2 届出の内容

- ・ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- ・ 駐車場の位置及び収容台数
- ・ 駐輪場の位置及び収容台数
- ・ 荷さばき施設の位置及び面積
- ・ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- ・ 駐車場の自動車の出入り口の数及び位置
- ・ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

3 意見の概要

意見なし